規　則

○公正取引委員会規則第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項及び第七十六条第一項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十七日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条第一項第一号」を「第八条第二項」に、「第一条第一項」を「第一条第一項第一号」に改める。

第二条の三第一項中「第一条第一項」を「第一条第一項第一号」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。